

坂井地区広域連合広報

◆ 外国人介護職員の集い ◆

8月28日に外国人介護職員のネットワークづくりやスキルアップなどを目的とした研修会を開催しました。
介護のお仕事の意義や正しい介護技術を学ぶだけでなく、すぐに実践できるレクリエーションの体験やグループワークなども行いました。



CONTENT

きらり介護びと	2～3
第80回広域連合議会 定例会	4～5
議長あいさつ	4
第79回広域連合議会 臨時会・議員紹介	5
令和5年度会計決算報告	6～7
代官山墓地からのお知らせ	6
広域連合News	8

◆ フレイル ◆

8月6日に「オーラルフレイルと栄養」をテーマにフレイルサポーターステップアップ研修会を開催しました。
最後は参加者全員で、歌いながら身体と口を動かす楽しいオーラルフレイル予防体操に取り組みました。

きらり介護びと5

■仕事の内容

居宅介護支援事業所で介護支援専門員（ケアマネジャー）として在宅で介護が必要になった方の相談を受けたり、支援のお手伝いをしています。主な内容は介護保険サービスや※インフォーマルサービスの調整を行い、ケアプラン等計画書の作成、各事業者や関係者との連絡・調整です。

■介護の仕事を始めたいきっかけ

中学生の頃に祖母が寝たきりになり、母が介護をしていました。その頃は介護保険制度も無く、

主任介護支援専門員

八木正仁さん



母は日中は仕事をしながら朝や夜にはオムツ交換や清拭などの介護をしている姿を見てきました。

その後、高校卒業後の進路を両親と相談していたところ、母から介護の学校に行ってはどうかと勧められ、福祉の専門学校に進学し、卒業後に介護施設に就職しました。

■特に大変だと思うことは？

担当しているご本人に加えて、ご家族のことなども含めて複合的支援が必要なケースが増えていることです。そのようなケースに対応するた

めには介護の知識以外にも幅広い知識が必要と感じています。

またご本人やご家族と一緒に考え、計画を立てても改善しないケースもあり、「もっとこうすればよかった」と後悔したり悩むことが多いです。

■仕事の中で大切にしていること

その方のあるがままを受け入れ、認める事です。そして話を傾聴することです。ご本人やご家族のそれぞれの想いがあり、想いをお聞きして受け入れたうえでスタートして、一緒に必要な支援

の相談をしていくようにしています。

■やりがいを感じる瞬間は？

居宅介護支援が終了したあとに、ご家族から「次に私が介護が必要になったら、絶対に担当してね」というような言葉をいただいた時です。

また、支援が必要な方が介護サービス等の支援を頑なに拒んでいた時に、訪問や関わりを継続し、少しずつ自分のことを信頼していただけて支援に繋がった時は嬉しかったです。

■将来の夢や目標

災害支援ケアマネジャーの登録を目指しています。今年、元日に発生した能登半島地震の被災者

のボランティアに参加しました。その際に、多くの医療・福祉に携わる方が参加しており、多職種がチームになって被災者の支援に当たっている姿を見て、今後災害が起きた際の活動、また平常時には防災減災活動に自分も少しでも役に立てるようになりたいと感じた事がきっかけです。

■介護の仕事を目指している人へのメッセージ

介護の仕事はきつくて大変なイメージがある方も多いと思いますが、「少しの心遣い、笑顔で話しかける」たったそれだけでご本人は変わります。また信頼関係を築いていくことで、大変さ以上の喜びが得られます。また介護以外の多くの職種の方と繋がりを持てることも魅力の一つです。

経験がなくても仕事をしながら知識や技術を高める事もできますので、一緒に働いてみませんか！



特定非営利活動法人 汐騒 (しおさい) いってこさ居宅介護支援事業所 デイハウスいってこさ



■施設概要

- ・住所 福井県坂井市三国町殿島5-23
- ・定員 デイサービス 20名
- ・営業時間 8時30分～17時30分

デイサービスは小規模で一人一人のご利用者様に目が行き届き、ケアできる体制にあります。認知症のある方でも落ち着いて過ごせる雰囲気を心がけています。

※【インフォーマルサービスとは】

家族の支えをはじめ、地域の協力、NPOやボランティアなどが行う援助のことです。公的サービスでは対応できない部分をカバーでき、細やかなニーズに応えられるのが特徴です。

例：住民同士の助け合い、地域サロン、自治会の活動、ボランティアなどによる生活支援など





就任のごあいさつ

議長 川畑 孝治

この度、坂井地区広域連合議会 5 月臨時会におきまして、議員各位のご推挙を頂きまして議長の要職を拝命いたしました。

当広域連合は、あわら市・坂井市にかかる、介護保険事業、代官山斎苑・墓地、し尿及び浄化槽汚泥処理などについての事業を行っています。

両市において人口減少が進み、超高齢化社会を迎えている今日、2025年問題と言われている団塊の世代が後期高齢者となる社会の実情に合わせた取り組みが重要になってきております。

平成12年から始まりました介護保険制度も本年度から第9期に入りました。将来を見据え両市に住む皆さまが、安心して年を重ねていける地域を目指してまいります。

議会といたしましては、国の制度改革に注視し、また先進自治体などの取り組みを学びながら、当地区にふさわしい取り組みを目指していききたいと思います。

今後も、両市の発展と福祉の充実を願い、両市民のご理解ご支援を賜り、また議員各位、連合長・職員の皆さん、医師会や介護保険事業者の皆さまにご協力を頂きながら、誠心誠意議長として務めさせて頂きたいと思っております。



畑野 麻美子 議員 訪問介護報酬引き下げの撤回を 国に求め、実態把握と支援を

問 ヘルパーの介護単価は今までも低かったにもかかわらずさらに低くなり、ましてや、30代40代の中堅ヘルパーは少なく、今後の訪問介護を支えていくことはできないと考える。

訪問介護の報酬引き下げの撤回など、連合長としても国に対し声をあげることを求める。

答 基本報酬は引き下げとなったが、介護職員の確保や定着に主眼を置き、特に処遇改善を重点に高い加算率とする改定があり、現在では、坂井地区内のほとんどの事業所が、この加算の手続きを済ませている。

今後、この加算の活用によって、事業所の介護職員の処遇改善や、新たな介護人材の確保が図られ、経営安定化に寄与するものであると考える。

これらのことを踏まえると、直ちに介護の報酬引き下げの撤回や、介護報酬の抜本的引き上げとなることは困難で

あると思われる。

当広域連合として、今後も、全国介護保険広域化推進会議の国への要望において、国庫負担割合の更なる引き上げと新たな財政措置について、継続して要望していく。

問 地域包括支援ケアシステムの中心を担う訪問介護が成り立たず、システムが崩壊しつつある。

また、介護の施設やデイサービス事業所などは、稼働率も低く、厳しい状況にある。

訪問介護事業所の実態を把握し、自治体で救う方法も考えるべき。

答 国は、「介護サービス事業者の経営情報」に関するデータベースシステムを整備し、把握した経営情報の分析結果を国民へ公表する制度を、本年度に創設した。

広域連合としても、データベースシステムの活用や、介護保険事業者ネットワークさかいなどの関係機関や構成市と連携し実態把握を行い、迅速に対応できるよう努めている。



松本 朗 議員 指定居宅介護支援事業等の運営基準 の変更に対する影響への注視が必要

問 4 月の条例改正に伴い、各事業所の管理者等の体制の変化を把握しているか。

また、把握できる仕組みはどうか。

答 本改正により、提供する介護サービスの質の担保を前提として、管理者の兼務できる事業者の範囲が緩和された。介護支援専門員一人当たりの取扱件数を引き上げる見直しを行った。

管理者の変更届が 1 件、当該管理者の兼務状況を確認したところ他サービス事業所との兼務は行っていない。

35事業所の約100人の介護支援専門員の取扱件数は、大幅に増加したケースはなかった。

介護サービス事業所から、管理者、介護支援専門員の変更があった場合は、指定権者に届け出るようになってお

り、人員体制の把握を行っている。

介護支援専門員の取扱件数は、福井県国民健康保険団体連合会から提供される保険請求のデータから把握している。

問 把握した上で、事業所への是正の指摘、指導ができるのか

答 条例で定める職責の遂行に支障があると判断した場合には、人員配置の是正を求め、必要な指導を行う。

問 条例改正から半年足らずである。

各事業所は、共通して人員不足なので、基準の緩和に合わせたいという動機はある。今後注視していただきたい。

答 管理者の兼務の範囲が緩和されたということは、大前提として、介護サービスの質を担保しつつ兼務ができることを条例で規定しており、そのような視点を持って注視していく。

第79回 広域連合議会臨時会

また、監査委員の選任も行われ、識見を有する監査委員に山口 徹氏が、議員のうちから選任される監査委員に上坂 健司議員が選任されました。

上程議案

- ・坂井地区広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
- ・坂井地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- ・坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

● 監査委員の選任について（2議案）

●広域連合議員の皆さんは次のとおりです。敬称略

◎議長 ○副議長

坂井市議員（11名）

- ◎川畑 孝治（かわはた たかぢ）
- 佐藤 岳之（さとう たけゆき）
- 廣瀬 陽子（ひろせ ひろこ）
- 鍋嶋 邦広（なべじま くにひろ）
- 岡部 恭典（おかべ こうみ）
- 山田 秀樹（やまだ ひでき）
- 上坂 健司（かみさか たけし）
- 松本 朗（まつもと しょう）
- 伊藤 聖一（いとう せいいち）
- 永井 純一（ながい じゅんいち）
- 畑野 麻美子（はたの まみこ）
- 室谷 陽一郎（むろや ひろいちろう）
- 青柳 篤始（あおやなぎ あつし）
- 北浦 博憲（きたうら ひろのり）
- 堀田 あけみ（ほりた あけみ）
- 平野 時夫（ひらの ときお）
- 八木 秀雄（やま ひでお）
- 山川 知一郎（やまがわ ちしろう）
- ◎委員長 ○副委員長
- ◎北浦 博憲（きたうら ひろのり）
- 山田 秀樹（やまだ ひでき）
- 廣瀬 陽子（ひろせ ひろこ）
- 堀田 あけみ（ほりた あけみ）
- 畑野 麻美子（はたの まみこ）

●議会運営委員の皆さんは次のとおりです。敬称略

第80回 広域連合議会定例会

第80回広域連合議会定例会が8月29日(木)に開催されました。今回は、6議案が上程され、いずれも原案のとおり認定および可決されました。また、3名の議員が一般質問を行いました。

上程議案

- 令和５年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 令和５年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和５年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 令和６年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第１号）
- 令和６年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第１号）
- 令和６年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第１号）



一般質問



永井 純一 議員
介護職の処遇改善を！

 **問** 介護に携わる方々は、介護予防・重度化防止・自立支援・生活の質の向上を図る重要な職務である。しかし、他業種と比較しても所得は高いとは言えず、人材不足も懸念されている。処遇改善についての見解と実施されている取り組みはどのような内容であるのか。

答 処遇改善に関しては、平成24年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算が創設された。その後、令和元年度、令和4年度と加算率の充実などの改善が図られている。令和6年度の介護報酬の改定では、介護職員等処遇改善加算が創設された。特に、訪問介護サービスでは、加算率が最大24.5%と高い加算率となっている。確実に月額

賃金に充てる仕組みに改善されている。新たな介護職員等
 処遇改善加算を取得した坂井地区内の事業所は106事業所
 のうち101事業所である。介護職員の人材確保と処遇改善
 のための措置が、多くの事業所で図られているものと捉え
 ている。

主な取り組みとして、当広域連合では、介護職員の資質向上や定着促進を図ることを目的として、本年度から坂井地区介護人材就業応援奨励金の交付を開始した。また、市民を対象に訪問型サービスAの従事者を養成する、お仕事入門研修会の開催を11月に計画している。

問 さらなる処遇改善の方策を伺う。

答 将来にわたって必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手を確保することは重要な課題であり、現在実施している取り組みを継続しながら、事業所への支援と国・県の施策が総合的に進められるよう、必要な施策に取り組んでいく。

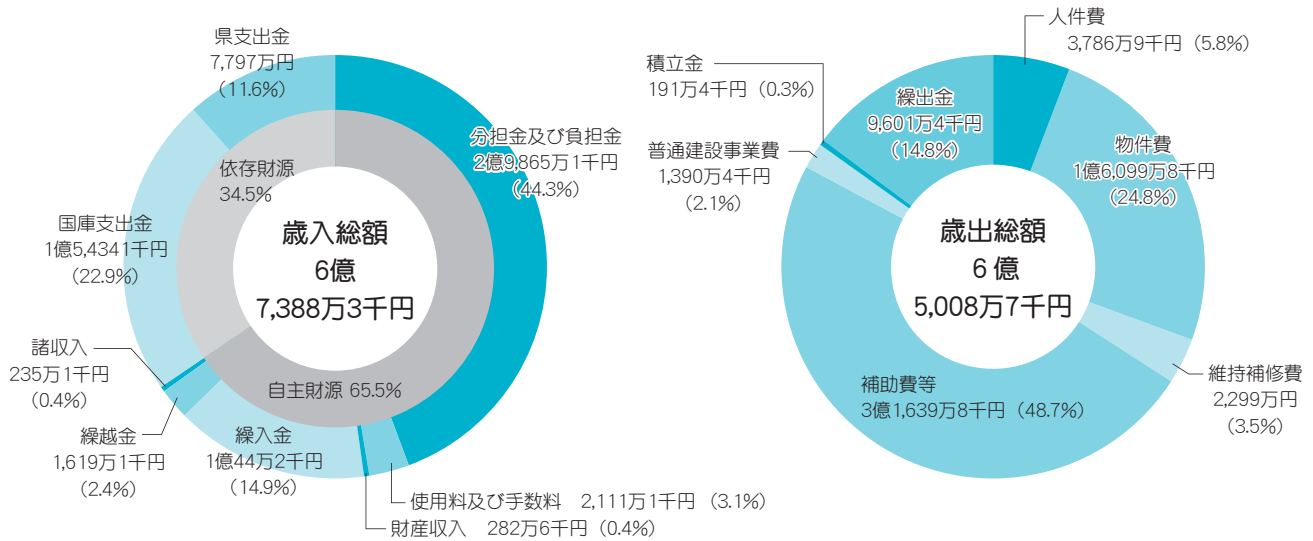
令和5年度 会計決算報告

令和5年度坂井地区広域連合一般会計および介護保険特別会計ならびに代官山墓地特別会計の決算について、その概要をお知らせします。

※ 1 金額は原則千円未満を四捨五入しています。 ※ 2 比率は小数点第2位以下を四捨五入しています。

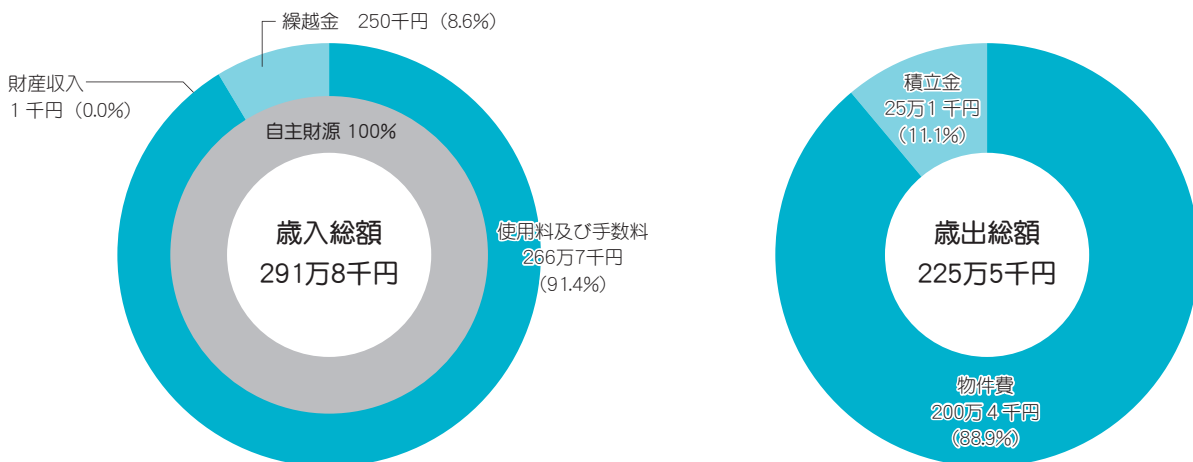
一般会計

歳入 ：分担金及び負担金（あわら市・坂井市からの負担金）	2億9,865万1千円
葬斎場や霊柩車、廃棄物処理施設の使用料及び手数料	2,111万1千円
歳出 ：（物件費）さかいクリーンセンター維持管理・運営委託料	8,772万円
代官山斎苑指定管理者委託料	4,370万円



代官山墓地特別会計

歳入 ：使用料及び手数料（代官山墓地使用料及び維持費）	266万7千円
繰越金	25万円
歳出 ：（物件費）指定管理者委託料	200万円



65歳以上の人へ

介護保険料の納め忘れはありませんか

65歳以上の人の年金受給者のうち、受給する年金が年額18万円以上の人は、介護保険料が年金から差し引かれる特別徴収での納付となります。

ただし、満65歳になったばかりの人や他市町村から転入した人は、一定の期間、納付書による普通徴収で納付することになります。

また、特別徴収で納付している人も、保険料額の変更などにより、納付書が届く場合があります。その際は、未納とならないように納付をお願いします。

◎口座振替をご利用ください

指定された預金口座から介護保険料を納期限当日に振替します。納付忘れがなく、とても便利です。

口座振替を希望される方は、指定の金融機関へお申込みください。お申込みの際は、通帳と口座届出印が必要となります。口座振替依頼書は市内の金融機関に設置してあります。

◎介護保険料の納期限

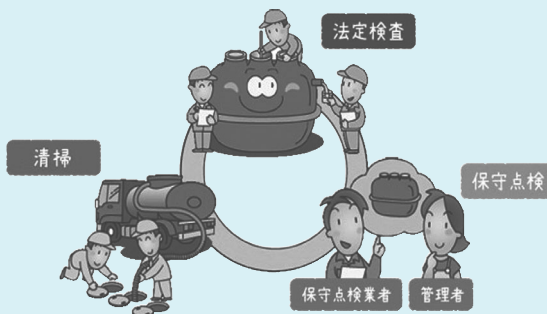
第4期	令和6年	10月25日（金）
第5期		11月25日（月）
第6期		12月25日（水）
第7期	令和7年	1月27日（月）
第8期		2月25日（火）

※納期限日までに納めてください

浄化槽設置（管理）者のみなさまへ

浄化槽は、水中の微生物の働きを利用して、し尿や生活雑排水の汚れをきれいにし、河川等に流しています。しかし、維持管理が正しく行われないと、浄化槽の故障や機能低下が起これ、汚れたままの水が河川等に流れ、悪臭や水質汚濁の原因となります。

浄化槽を正しく維持管理するために、浄化槽法では、浄化槽管理者の義務として、「保守点検」・「清掃」・「法定検査」の3つの義務が定められています（ご家庭の場合は、通常世帯主が「浄化槽管理者」になります）。



項目	内容	必要回数	依頼先
保守点検 (浄化槽法第10条)	浄化槽の機能を維持するための、浄化槽の機器類の点検・調整や消毒薬の補充	年3～4回 ※浄化槽の種類や大きさにより回数異なるため、保守点検業者にご確認ください。	知事等の登録を受けた保守点検業者
清掃 (浄化槽法第10条)	浄化槽内の汚泥の引き抜き、機器類の洗浄等	年1回以上 ※浄化槽の種類等により回数異なるため、清掃業者にご確認ください。	市町長の許可を受けた清掃業者
法定検査 (浄化槽法第7条・第11条)	保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽が正常に機能しているかを外観検査・水質検査・書類検査により総合的に判断	設置後すぐの検査（7条検査） 使用開始後3～8ヵ月以内 定期検査（11条検査） 年1回	県知事が指定した次の指定検査機関（一財）北陸公衆衛生研究所 ☎0776-22-0491

お問い合わせ先 坂井健康福祉センター 環境衛生課 ☎0776-73-0601

編集後記

最近は健康づくりのため散歩をしています。夏はなかなか見られない稲の花を見ることができ小さな喜びを感じています。秋は、毎年、食欲の秋になってしまいましたが、今年は食と散歩で秋を楽しみたいです。(T.O)